

## 第2編 鳥取県耐震改修促進計画

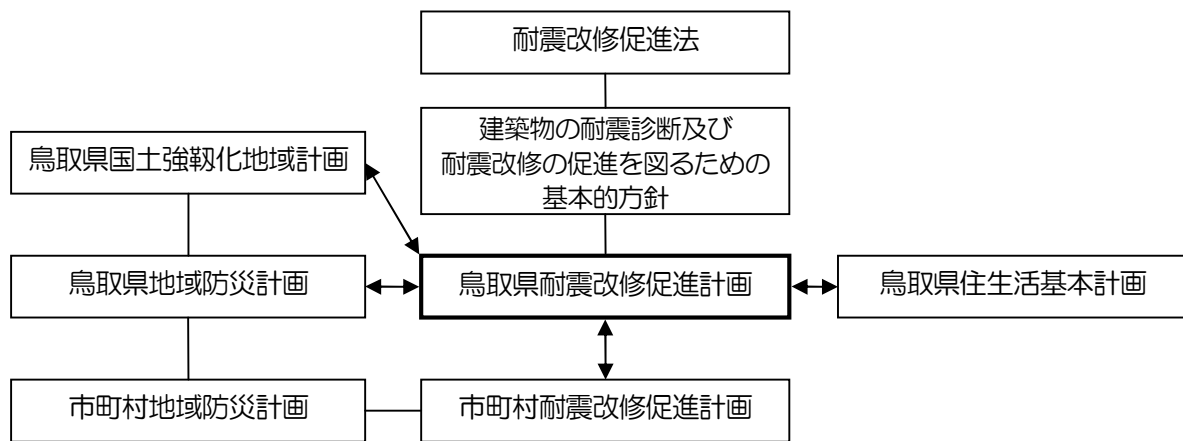
### 第1章 鳥取県耐震改修促進計画の目的等

#### 第1節 目的

震災における被害から、県民の生命・財産を保護し生活環境の保全に資するため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。

#### 第2節 耐震改修促進計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく、鳥取県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画とします。



#### 第3節 計画の実施期間

本計画の実施期間は、鳥取県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ平成32年度末までとします。

本計画については、耐震化の実施状況、市町村耐震改修促進計画の策定状況などを踏まえ、必要に応じて、その達成状況等を評価し、見直しを行います。

#### 第4節 耐震化の取り組み方針

県は、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助の取り組みに対し、費用の助成・技術支援などの公助を市町村と協力して行います。